

資料 2

(議題①関係)

令和2年度沖縄県障害者施策推進協議会

第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画に係る 成果目標等の速報値について (市町村成果目標)

-
- | | |
|---|---|
| 1 | 目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 … 1 ページ |
| 2 | 目標5 障害児支援の提供体制の整備等 …… 2 ページ |
| 3 | 目標6 相談支援体制の充実・強化等 …… 6 ページ |
| 4 | 目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築 …… 9 ページ |
-

令和2年12月24日

沖縄県子ども生活福祉部
(障害福祉課)

目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(市町村成果目標)

	設置方法			設置時期				設置方法					地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)		
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	設置済	令和3年	令和4年	令和5年	①多機能拠点整備型	②面的整備型	③多機能拠点+面的整備	④その他	⑤未定	令和3年	令和4年	令和5年
北部圏域	名護市	○			○				○				1	1	1
	国頭村		○	北部		○			○				1	1	1
	大宜味村	○				○			○				1	1	1
	東村		○	北部		○			○				1	1	1
	本部町	○				○			○				1	1	1
	今帰仁村		○	北部		○			○				1	1	1
	伊江村		○			○						○	1	1	1
	伊平屋村		○			○						○	6	6	6
	伊是名村		○				○		○				0	1	1
	北部合計	3	6	3	0	8	1	0	0	7	0	0	2	13	14
中部圏域	沖縄市	○			○				○				1	1	1
	宜野湾市		○				○		○						2
	うるま市	○			○					○			2	2	2
	恩納村	○					○		○						1
	宜野座村		○				○		○						2
	金武町	○					○		○						1
	読谷村	○			○				○				2	2	2
	嘉手納町	○			○				○				4	4	4
	北谷町	○				○			○				1	1	1
	北中城村	○					○		○				2	2	2
	中城村	○			○				○				1	1	1
	中部合計	9	2	0	5	1	0	5	0	10	1	0	0	13	13
南部圏域	那覇市		○	隣接市町村		○			○				2	2	2
	浦添市	○				○			○				1	1	1
	糸満市	○					○		○						1
	豊見城市	○					○		○				0	0	1
	南城市	○				○			○				1	1	1
	西原町		○	近隣市町村			○		○				0	0	1
	南風原町	○					○		○						1
	与那原町		○	近隣市町村	○				○				1	1	1
	八重瀬町	○				○			○				1	1	1
	久米島町	○						○				○			1
	北大東村		○				○					○			2
	南大東村		○				○		○					1	1
	渡嘉敷村		○				○					○	0	1	1
	座間味村		○			○						○	1	1	1
	粟国村		○	南部				○				○	0	0	1
	渡名喜村		○	南部				○				○	0	0	1
南部合計	7	9	5	1	5	2	8	0	10	0	0	6	7	9	18
宮古圏域	宮古島市	○					○		○					1	1
	多良間村		○	宮古			○				○		1	1	1
	宮古合計	1	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	2	2	
八重山圏域	石垣市	○				○			○				1	1	1
	竹富町		○				○		○						1
	与那国町		○				○					○			1
	八重山合計	1	2	0	0	1	0	2	0	2	0	0	1	1	3
合計	21	20	9	6	15	4	16	0	30	1	1	9	35	39	56

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

- 目標5-1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実(市町村成果目標)
- 目標5-3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(市町村成果目標)

市町村	児童発達支援センターの設置						保育所等訪問支援を利用できる体制の構築						主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保							
	設置方法		設置時期			具体的な設置方法	構築時期			具体的な構築方法	確保方法		確保時期			具体的な確保方法				
	単独設置	圏域設置	設置済	令和3年	令和4年		令和5年	構築済	令和3年		令和4年	令和5年	単独確保	圏域確保	確保済		令和3年	令和4年	令和5年	
名護市	○		○				事業所による設置済み	○					○					市内で3カ所の事業所で確保済み		
国頭村		○					村単独での設置は厳しい。北部圏域での設置が望ましい。						○					○	現状、村内には児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が無く、村単独では厳しい。	
大宜味村		○					大宜味村では対象児が少なく、村内に事業所がない。その為、児童発達支援センターの単独での確保は困難なため、北部圏域での設置に向けて他市町村と協議調整を行い、令和5年での設置を目指す。		○				○					○	大宜味村では専門的な人材確保が困難であり、北部圏域での設置に向けて他市町村と協議調整を行い、令和5年での設置を目指す。	
東村		○					村内での対象児が少ないため、圏域での設置を検討できないが協議し、最終年度を目標とする。						○					○	村内での対象児が少ないため、圏域での設置を検討できないが協議し、最終年度を目標とする。	
本部町		○					町内の限られた社会資源のみで備えることが難しく、新たに施設を整備することが財政的にも困難である。近隣市町村や発達支援事業所及びその他関係機関と連携し、令和5年度設置を目標とする。						○					○	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、すでに圏域内で確保されています。また、対象となる児童が少ないため事業所の参入は困難な状況である。	
今帰仁村		○					専門性等を必要とすることから市町村単独での設置は難しく、北部圏域や沖縄県と調整しながら進めていきたい		○				○						○	現在、村内に利用者が2人おり、村外(名護)で利用している。村内での設置は難しく、今後も圏域での利用を見込んでいる
伊江村		○											○						○	
伊平屋村		○					○						○						○	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域確保を目指し、他市町村や児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所、その他関係機関と連携・
伊是名村		○					○						○						○	村外の資源を活用する。
北部合計	1	8	1	0	1	7		2	1	1	5		1	8	2	1	1	5		
沖繩市	○						児童発達支援事業所つくし園を母体として、児童発達支援センターの設置要件である保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を段階的に実施し、児童発達支援センターを設置していきたい。令和2年に保育所等訪問支援事業を実施し、令和3年に相談支援事業及び児童発達支援センターの設置をめざす。	○						○						市内で既に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がある。
宜野湾市	○						○						○						○	本市においても、重症心身障がい児を受け入れてもらえる通所支援事業所が少ないことから、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に取り組む必要があります。そのため、事業所の参入を促すほか、児童発達支援センターの機能の確保に合わせて令和5年に利用できるよう体制を構築します。
うるま市	○						○						○						○	令和2年4月1日現在、中部圏域内において7ヶ所(うち、市内事業所1ヶ所)の事業所でサービス提供が実施されている。市内のサービス提供事業所と保育所等訪問支援の充実に向け、事業所の確保等の取り組みについて意見交換を行う。また、令和3年度設置となる児童発達支援センターにおいては、事業所と協議を行う。
恩納村		○					○						○						○	現在は、圏域内での事業所確保ができており、近隣の他市町村の事業所を利用することでサービス提供を行えている。
宜野座村		○					○						○						○	児童発達支援センターの有する機能・サービスを村民のニーズに応じて提供できるよう体制づくりを行う。
金武町	○						○						○						○	下記民間事業者で設置済み。 ・支援センターすまいるふぁみりー(2015/2/1指定) ・発達支援センターぎんばるの海(2014/4/1指定) ・Roselle Association Club IV(2017/8/1指定) ・発達支援センター海馬(2019/4/1指定)
読谷村		○					○						○						○	具体的な設置方法の検討ができていないが、近隣市町村とも検討を行う。設置時期が未定のため、令和5年度とする。
嘉手納町		○					○						○						○	隣接する市町村で指定を受ける事業所と、対象エリアについての意見交換を行う。また、隣接市町村の指定事業所の対象エリアに本町が含まれない場合は、社会福祉協議会と、町内での当該センター機能確保等について意見交換を行う。
北谷町	○						○						○						○	具体的な方法は未だ検討していないが、圏域での設置予定はなく、町単独での設置を目指す。
北中城村		○					○						○						○	障がいのある児童を保育所等での集団生活に適用できるように支援することで、保護者と保育所等との関係を構築し、障がい児の成長・発達に大きく寄与する事業ではあるが、サービス提供にあたる訪問支援員に求められるスキルが大きく、訪問支援員の確保が大きな課題である。そのため、当該サービスについてニーズの把握を行い、早期にサービス提供ができる体制づくりに努める。
中城村		○					○						○						○	・村独自で設置はしていないが、近隣市町村の事業所を利用してきており、現状でのサービス需要は充足されており、支援体制は構築できていると考える。 ・今後利用増に向け、村内へのサービス提供事業所が増えるよう、ひきつづき働きかけていく。
中部合計	5	6	1	1	1	8		5	0	1	5		5	6	4	0	0	6		
那覇市	○						○						○						○	すでにセンター機能のあった旧療育センターからこども発達支援センターへ名称を変更し、平成31年4月より実施。
浦添市	○						○						○						○	現在、保育所等訪問支援事業を実施しており今後も事業について、幅広く周知を図りつつ、市内の実施事業所(1カ所)と連携をはかりながら、自立支援協議会や事業所連絡会などを活用して実施事業所を広げる。
糸満市	○						○						○						○	市内に所在する社会福祉法人において、平成30年度に福祉型児童発達支援センターを設置している。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

- 目標5-1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実(市町村成果目標)
- 目標5-3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(市町村成果目標)

	児童発達支援センターの設置							保育所等訪問支援を利用できる体制の構築							主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保						
	設置方法		設置時期			具体的な設置方法	構築時期				具体的な構築方法	確保方法		確保時期			具体的な確保方法				
	単独設置	圏域設置	設置済	令和3年	令和4年		令和5年	構築済	令和3年	令和4年		令和5年	単独確保	圏域確保	確保済	令和3年		令和4年	令和5年		
南部 圏域	豊見城市	○				○	当該センターの機能を備えている法人事業所等への委託を検討する。	○				現時点において当該事業を実施している。	○		○			現時点において確保できている。			
	南城市	○				○	専門度の高い支援を実施している既存の児童発達支援・放課後等デイサービス事業者等へ設置の促しを行う。	○				市内事業所でサービス提供あり。		○			○	サービスを利用できていない対象児の把握を行い、必要に応じ既存事業所等へ受け入れ体制確保の要請を行う。			
	西原町	○				○	事業者による設置(福祉型の児童発達支援センター)を推進し、事業者への設置を促すための具体的な方策については、今後他市町村の取組事例や事業者の意見等を踏まえながら検討予定。	○				保育所等訪問支援については、現在町内に確保されており、利用できる体制が整っています。今後は既存の事業所と保育所や学校等と連携して、事業の充実に取り組みます。	○		○			主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については現在、町内に確保されており、利用できる体制が整っています。今後は、事業所と連携して、事業の充実に取り組みます。			
	南風原町	○			○		事業者による児童発達支援センター設置を検討する。	○				保育所等訪問支援を利用できる体制は整っている。サービス提供開始前に関連する施設(保育所・教育委員会)に事業内容を説明し、サービス提供事業所が施設等に訪問しやすい環境を整備した。	○		○			現在町内に事業者による重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が開設されている。			
	与那原町		○			○	町内及び近隣市町村事業者による設置を検討していく。設置促す方法等は関係各課(子育て支援課、健康保険課)、事業者と協議(必要に応じて自立支援協議会子ども支援部会活用)しながら検討していく。事業者委託の場合、委託方法(単独、近隣市町村合同)は近隣市町村と協議実施。			○		保育所等訪問支援利用者は徐々に増えてきておりR2.7未現在7名となっている。保育所等訪問支援事業者も少しずつ増え、近隣市町村にも開所あり(町内なし)、利用希望者にはサービス提供出来ている状況。利用者がさらに増え、サービス提供しやすい状況見込あれば、町内事業者等に対し、事業実施検討してもらう。					○	R2.7未現在、当町で把握している重症心身障害児(医療的ケア児)8名は町内2ヶ所(4名)、近隣市町村5ヶ所(4名)の事業所に通えている状況。今後の重症心身障害児(医療的ケア児)数の推移や町内外事業所での対応の可否等を把握しながら、圏域(町内・近隣市町村)で足りているかを適宜検討していく。			
	八重瀬町	○				○	児童発達支援センターを担える事業者がないため、児童発達支援と障害児相談支援を行う事業所を核として、利用者を障害児サービスにつなげていく「児童発達支援センター機能」の構築を目指す			○		保育所等訪問支援を担える事業者がないため、児童発達支援と障害児相談支援を行う事業所を核として、利用者を障害児サービスにつなげていく「保育所等訪問支援の機能」の構築を目指す。	○				○	○利用者の支援にあたって、利用者の望む形態・ニーズの把握に努め、支援を行う町内施設の確保を行う。 ○町内事業所での設置や確保が困難な場合、町外事業所を利用することで、利用者の支援にあたる。			
	久米島町	○				○	離島である本町は単独設置が現実的だと考えている。単独設置の際の設置方法等は未定。また、他市町村の児童発達支援センターへ委託することも検討していく必要があると考える。	○				体制はすでに構築済。ふるさと納税を活用し、他事業を実施していただいている臨床心理士(公認心理師の資格も所持)1名に委託して行っている。	○				○	重症心身障害児を支援するという観点から圏域での確保は離島である本町にとっては現実的ではないと考える。現在、町内に事業所が1か所(多機能型)しかなく、重症心身障害児の見込みもないため必要性を認め稼働している事業所と協議を行っていく。			
	北大東村		○			○	設置方法については、未定で有り今後協議して決定する。			○		構築方法については、未定で協議して決める。			○			○	確保について、現在未定であるが今後関係機関と相談して決める。		
	南大東村	○				○	保健センターを拠点として、発達障害等を含めカウンセラーによる育児相談を実施するとともに、ファミリーサポートセンターの設置も行った連携体制を整える。			○		理学療法士や作業療法士による療育指導、療育相談を実施する。	○					○	現在設置されている学童、預かり保育を活用し、保健センター、包括支援センター、社会福祉協議会、幼小中との連携体制を整える。		
	渡嘉敷村		○			○	村単独での設置また、設置できる事業者がないので、消去法で圏域設置の方法を模索予定。			○		・圏域設置をしていく方法。			○			○	・村単独での確保は困難の為、圏域での確保をする。		
	座間味村		○			○	過疎・へき地地域であるため単独設置が厳しい			○		課内で訪問支援実施者の確立を目指す			○			○	過疎・へき地地域であるため単独設置が厳しい		
	粟国村		○			○	村内に事業者がなく小規模離島のため単独での設置は困難な状況です。地域資源が比較的整っている沖縄本島内でセンター指定できる事業所を探し、事業を実施できるよう調整に努める。			○		・対象児が少ないため現在利用者はいない。既存組織による協議等により利用者が把握された場合は、沖縄本島内の資源活用し機能確保を検討する。			○			○	・対象児が少ないため現在利用者はいない。既存組織による協議等により利用者が把握された場合は、沖縄本島内の資源活用し機能確保を検討する。		
	渡名喜村		○			○	単独での設置は厳しく、圏域での設置を検討。			○		圏域で設置した児童発達支援センターの活用に合わせて、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を検討する。			○			○	単独での確保は厳しく、圏域での確保を検討。		
南部合計	10	6	2	2	0	12	7	1	1	7	9	7	5	1	0	9					
宮古 圏域	宮古島市	○				○	○令和5年度までに事業所による設置(委託)を目指す。また、市では巡回支援専門員整備事業にて、児童発達支援センターに求められる機能の整理や事業の枠組み(実施マニュアル)作り等を行う。	○				○本市においては、保育所等訪問支援事業所が1カ所あり、ニーズに添えているほか、市福祉部に「宮古島市発達障害児(者)支援室ゆい」を設置し、巡回支援専門員整備事業により保育所等の訪問を実施しています。	○		○			○児童発達支援、放課後等デイサービスともに各1カ所での重症心身障がい児の受け入れを行っていますが、新規参入の促進に努め、今後の提供量の拡充を図ります。			
	多良間村		○			○	多良間村では対象児が少なく、村内に支援センター設置は難しい。その為、児童発達支援センターの単独での確保は困難なため、圏域での設置。	○				保育所定期巡回(気になる園児への支援)			○		○	村では、専門的な人材確保が困難であり圏域での設置。			
	宮古合計	1	1	0	0	0	2	2	0	0	0	1	1	1	0	1	0				
八重山 圏域	石垣市	○				○	児童発達支援センター設置に向けて、平成30年度より石垣市障がい者自立支援協議会等による協議を行い、平成30年度末にはワーキンググループによる協議を行ってきました。今後も協議を続けセンター設置に向けた事業所との調整等に向け取り組んでいきます。	○				平成29年4月より1事業所が支援を行っております。希望する利用者へ丁寧な対応ができるよう事業の充実に向け、石垣市障がい者自立支援協議会等において協議を行います。また、事業所増に向けても関係機関との連携を図り取り組みます。	○		○			重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保については、現在、1事業所が受け入れを行っています。しかし、対応可能な設備の確保や専門職人材の確保等の課題はあるため、石垣市障がい者自立支援協議会子ども部会等を活用し、現状の確認を行い事業の実施に向けて連携を図ります。			
	竹富町		○			○	本町は一町多島の島興町であり、センターの設置に関しては未定の状況です。近隣市町村の社会的資源を活用できるよう調整するなど、ニーズに応じて障がいの特性や状況に配慮した環境づくりを進めます。	○				現在、巡回支援専門員整備事業において、本町に在る保育所を対象に専門員が定期的に訪問している。保育師や保護者からの相談及び児童への見立て、保育所の環境アドバイス等多岐にわたる支援を行っている。			○			一町多島の本町においては、人材確保や事業所の採算面の問題から単独設置が厳しく、圏域での設置を想定していますが未定の状況です。関係機関と連携し、意見交換等を行うなどして検討を進める必要があります。			
	与那国町		○			○	児童発達支援センターの設置は、町単独では厳しい状況である。今後は圏域での調整が必要となってくる。			○		アの圏域での実施ができるようになれば、保育所等訪問もできるよう調整したい。			○		○	圏域で確保できるよう整備していきたい。			
	八重山合計	1	2	0	0	0	3	2	0	0	1	1	2	1	0	0	1				
	18	23	4	3	2	32	18	2	3	18	17	24	13	2	2	21					

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(市町村成果目標)

	医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置										医療的ケア児に関するコーディネーターの配置					
	設置方法		設置時期				設置方法			具体的方法	設置人数	配置時期及び人数				
	単独設置	圏域設置	設置済	令和3年	令和4年	令和5年	1 新規設置	2 既存組織活用	3 その他			令和3年	令和4年	令和5年		
北部圏域	名護市	○		○					○		自立支援協議会を活用し、既存組織に連絡会を設置する。(前年度までは、ワーキング形式で実働していた)	1	1	1	1	
	国頭村	○							○		既存の自立支援協議会を活用。	1	0	0	1	
	大宜味村		○						○		大宜味村自立支援協議会の下部組織である、子ども療育部会にて医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置を行う。	0	0	0	0	
	東村	○							○		村内での対象者がいないため、対象者が出た場合に自立支援協議会相談部会を活用して協議できないか検討する。	1	0	0	1	
	本部町	○		○					○		本部町相談部会のワーキングチームとして「本部町子ども療育連携会」を設置	2	2	2	2	
	今帰仁村	○		○					○		自立支援協議会内に子ども部会をH31年度より設置している	1	1	1	1	
	伊江村		○						○		自立支援協議会を活用	0	0	0	0	
	伊平屋村	○							○		現在、本村には、医療的ケア児に該当する子は現在いないため、協議の場を設置する必要はあえいませ。今後、必要に応じて設置することとし、設置にあたっては伊平屋村障害者自立支援協議会等既存組織を活用することで対応します。	0	0	0	0	
	伊是名村	○			○					○		村自立支援協議会を活用	1	0	0	1
	北部合計	7	2	3	1	2	3	0	9	0		7	4	4	7	
中部圏域	沖縄市	○		○					○		平成30年度に自立支援協議会内に新規で協議の場を設置済み。	1	0	0	1	
	宜野湾市	○			○				○		設置にあたっては宜野湾市地域自立支援協議会に関係者が含まれていることから協議会(既存組織)を活用します。	1		1	1	
	うるま市	○							○		「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会において必要時開催されており、うるま市独自の「あったらいいな~支援」において実際に協議されサービス化も行ってきている。今後も同協議の場を自立支援会議の機能に付与していく。	4	4	4	4	
	恩納村	○		○					○		自立支援協議会の中の子ども部会の方に協議の場として令和元年度設置を行った。またコーディネーターに関しては現在相談支援専門員と委託相談員が兼務している。	2	2	2	2	
	宜野座村	○							○		子ども部会に、保健分野の関係者を臨時的に加えることで、設置します。	2	2	2	2	
	金武町	○		○					○		設置済み	1	1	1	1	
	読谷村	○							○		自立支援協議会の中に療育部会(仮称)の設置を検討していく。	1		1	1	
	嘉手納町	○							○		障害者自立支援協議会の部会に検討ワーキングを設置するなど、既存の機能を活用しながら国の基本指針に合わせた協議の場の設置に取り組む。	1	1	1	1	
	北谷町	○		○					○		平成30年度に設置済み(自立支援協議会、専門部会のワーキンググループとして設置)	2	2	2	2	
	北中城村	○							○		既存の村地域自立支援協議会内の部会等を活用し、協議の場の設置に取り組む。	1			1	
中城村	○			○					○		地域包括ケア推進協議会(自立支援協議会)の場で協議を行う	1	1	1	1	
中部合計	11	0	4	2	3	2	3	8	0		17	13	15	17		

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(市町村成果目標)

	医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置										医療的ケア児に関するコーディネーターの配置				
	設置方法		設置時期				設置方法			具体的方法	設置人数	配置時期及び人数			
	単独設置	圏域設置	設置済	令和3年	令和4年	令和5年	1 新規設置	2 既存組織活用	3 その他			令和3年	令和4年	令和5年	
南部圏域	那覇市	○		○					○		自立支援協議会の下部組織である子どもワーキングを活用することとし、平成31年3月に設置済である。	0	0	0	0
	浦添市	○			○			○			コーディネーター等と連携しながら、近隣の医療機関・訪問看護・教育担当者等と連携を取り課題を協議する場を設置する。	1	1	1	1
	糸満市	○		○					○		既存の糸満市地域自立支援協議会の専門部会「子ども・療育部会」に協議の場の機能を付与する。また、同部会に付随する「あつまれ I K E Aの森」にも協議の場の機能を付与し、双方で医療的ケア児の支援体制の整備を図る。	3	9	12	15
	豊見城市	○					○		○		自立支援協議会に部会を設置	1	1	1	1
	南城市	○				○		○			今年度、体制整備にむけて実施体制を関係課と協議予定。	1		1	1
	西原町	○					○		○		西原町地域自立支援推進協議会を活用予定。	1	0	0	1
	南風原町	○		○				○			保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を単独で新たに設置。協議した事項は、自立支援協議会に報告を行う。	1			1
	与那原町	○			○				○		地域自立支援協議会、子ども支援部会の中で協議していく。	1	1	1	1
	八重瀬町	○					○		○		当面は既存組織を活用しつつ、令和5年度の設置に向けて、現在ある八重瀬町障がい者自立支援協議会において、設置できるように検討を行う。	1			1
	久米島町	○					○	○	○		様々な関係機関が集まる場になるため、新規で協議会を設置することになると思うが、予算含め内容等は未定。	1			1
	北大東村	○					○	○	○			1			1
	南大東村	○					○		○		ケア会議に教育関係者も参加させ、協議する場を設ける。	0	0	0	0
	渡嘉敷村		○			○		○			都道府県が関与した上での圏域での設置。	0	0	0	0
	座間味村	○			○				○		既存の地域ケア会議、診療所会議等に必要の関係機関を追加し設置する	0	0	0	0
	粟国村		○				○		○		自立支援協議会の中で、関係機関との協議の場を設置	0	0	0	0
渡名喜村	○					○	○			自立支援協議会で部会を設置する。	0	0	0	1	
南部合計	14	2	3	3	2	8	7	9	0		12	12	16	25	
宮古圏域	宮古島市	○		○					○		宮古島市自立支援協議会（子ども支援部会）を協議の場とする。	1	1	1	1
	多良間村	○				○			○		多良間村自立支援委員会で行う。	0	0	0	0
	宮古合計	2	0	1	0	1	0	0	2	0		1	1	1	1
八重山圏域	石垣市	○		○					○		既存の障がい者自立支援協議会こども部会を活用する。	1			1
	竹富町	○					○		○		現時点で対象児がおらず、今後相談等あれば既存の自立支援協議会等を活用し協議を行っていきます。	0	0	0	0
	与那国町		○				○		○		自立支援協議会など、既存の組織を活用していく。	1			1
	八重山合計	2	1	1	0	0	2	0	3	0		2	0	0	2
	36	5	12	6	8	15	10	31	0		39	30	36	52	

目標6 相談支援体制の充実・強化等

○ 目標6 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保(市町村成果目標)

	総合的・専門的な相談支援の実施			総合的・専門的な相談支援の実施									具体的方法	
				地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数				
	実施時期			実施時期			実施時期			実施時期				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年		
北部圏域	名護市	4	4	4	20	20	30	20	20	20	1	1	1	直営及び委託相談4カ所あり、各関係機関との連携を行っている、地域の相談支援事業所における助言等については、各機関で月2回ほど想定している。 人材育成研修等は北部圏域の連絡会等もあり、効果的な方法を検討しながら、勉強会などを開催していきたい。
	国頭村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	村内に相談支援事業所が無く、現状では村外の事業所に委託している。 イ 地域の相談支援体制の強化については既存の協議会、部会を活用していきたい。
	大宜味村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	障がい者の自立を目的とした支援体制づくりの強化 ①日常生活、社会生活上の相談や情報提供 ②権利擁護、カウンセリング
	東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	現在、契約している委託相談支援事業所と圏域でできないか協議が必要。自立支援協議会相談部会（6回/年）にて協議する。
	本部町	3	3	3	6	6	6	6	6	6	6	6	6	本部町自立支援協議会 相談支援部会が年6回開催されており、困難事例などの情報共有を行い支援体制の強化を図っている。
	今帰仁村	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	自立支援協議会内に相談部会を設置し、委託している総合的相談支援事業所、相談支援事業所、村当局等が年に6回会議を開催している
	伊江村	1	1	1	1	1	1	0	0	0	6	6	6	
	伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	伊是名村	3	3	3	3	3	3	0	0	0	4	4	4	
北部合計	13	13	13	38	38	48	34	34	34	30	30	30		
中部圏域	沖縄市	5	5	5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	沖縄市基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の充実・強化等を行う。
	宜野湾市	3	3	3	10	10	10	10	10	10	10	10	10	・基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援体制の整備。 医療機関や障がいサービス支援事業所との連携体制の確保。 ・相談支援員等向けの計画的な研修会の開催、地域自立支援協議会等を活用した事例検討会の実施。
	うるま市	1	1	1	7	7	7	12	12	12	24	24	24	ア ・障がい福祉課内に基幹相談センターを設置し総合的・専門的な相談支援を実施。 イ ・市内相談支援事業所の半分を訪問し、困難事例の把握や支援についての助言等を行う。 ・相談支援専門員連絡会を毎月1回実施する。事例検討やスキルアップ研修等を実施。 ・委託相談支援事業所連絡会、相談支援専門員連絡会を毎月1回実施。 ・サービス等利用計画等の質の向上、相談支援専門員のスキルアップ、円滑に相談支援が実施できる環境の構築図るため計画相談支援向上委員会を設置。 ・委託相談員が役所窓口相談を当番制で実施。窓口相談の充実と行政及び基幹相談支援センターと連携しやすい体制につなげる。
	恩納村	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	障害福祉担当職員、村直営相談員、委託相談員で定期的に調整会議を実施、支援体制等の協議していく。
	宜野座村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	相談員2名（会計年度職員、委託職員）配置済
	金武町	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	読谷村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	
	嘉手納町	1	1	1	48	48	48	40	40	40	27	27	27	地域の相談支援事業所及び委託相談員その他の相談機関との連携強化を継続して行う。
	北谷町	3	3	4	50	50	50	1	1	1	2	2	2	現在の相談支援体制（委託相談事業所3ヶ所）を充実・強化することに加え、児童発達支援センター設置を目指す中で、相談支援機能を担うことについても検討していきたい（令和5年度末）。
	北中城村	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0	1	・相談支援体制強化に向けた、関係相談支援事業所との連絡会等の開催 ・村直営の相談員及び委託相談員の専門的人材育成に向けた研修等への参加
	中城村	1	1	1	15	20	25	0	0	1	1	1	1	年に数回情報交換の機会があるが、その機会を利用し指導・助言を行いたい。
中部合計	18	18	20	156	161	169	89	89	91	91	91	92		

目標6 相談支援体制の充実・強化等

○ 目標6 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保(市町村成果目標)

	総合的・専門的な相談支援の実施			総合的・専門的な相談支援の実施									具体的方法	
				地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数				
	実施時期			実施時期			実施時期			実施時期				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年		
南部圏域	那覇市	3	3	3	10	10	10	15	15	15	16	16	16	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より委託をしている基幹相談支援センター等機能強化事業の受託事業者(3者)により実施していく。 市内事業所の半分を目標に訪問等による専門的な指導、助言を実施。 研修会の開催、初任者研修受講者への支援等により人材育成を実施。 障がい者自立支援協議会の下部組織である4つのワーキング開催により(相談10回、住まい・暮らし2回、子ども2回、就労2回)連携強化の取組を実施。
	浦添市	1	1	1	14	14	14	4	6	6	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ア：市障がい福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施済み。 イ：市内相談支援事業所への訪問を実施し、困難事例の把握や相談員との連携に努める。 自立支援協議会相談支援部会において、基幹相談センター及び委託相談支援事業所に対応した事例を共有し(事例検討会)、相談員の連携支援の知識・技術の向上を図る。 事例検討会に関係機関の参加や関係機関からの事例報告を取り入れ、連携強化を図る。
	糸満市	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	12	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに基幹相談支援センターを設置し、同センターにおいて総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化のための取り組みを行う。 同センターが市内の相談支援事業者(委託相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者)に対し、訪問等による専門的な指導・助言を行う。併せて、人材育成に係る支援を行う。 同センターが主体となり、毎月開催する既存の糸満市地域自立支援協議会の専門部会「相談部会」において、地域の相談機関との連携強化の取り組みを行う。
	豊見城市	2	2	2	1	1	1	0	0	1	12	12	12	スーパーバイザーの活用(圏域)
	南城市	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	未定
	西原町	0	0	1	0	0	10	0	0	1	0	0	10	西原町地域自立支援推進協議会(相談部会)の活性化を図ります。
	南風原町	1	1	1	12	12	12	1	1	1	12	12	12	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援部会を中心とした相談支援体制づくりを行う。 地域の相談支援を支える計画相談支援事業所、委託相談支援事、基幹相談支援センターが相談部会等を通して連携し相談できる関係づくり。 個別事案の具体例を通じた勉強会や相談員の資質向上につながる研修会を開催し人材育成に努める。
	与那原町	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにて実施。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成、地域の相談機関との連携強化の取組は、毎月実施の相談支援部会を活用し行う。人材育成は県研修等状況も把握・連携し取り組む。
	八重瀬町	0	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0	1	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた人を支援するためには、各支援機関や地域住民などが分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談体制を図っていく。
	久米島町	1	1	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2ヶ月に1回行われている関係機関が集まる会議で連携うや専門的な助言等を行う。
	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	地域包括支援センター・保健センター・社会福祉協議会が連携をとり、地域全体としての状況を把握し体制を整える。
	渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	特になし
	粟国村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	本村に相談支援事業所はなく、また小規模離島のため村単独での専門的な相談支援は困難なため、圏域での体制作りを検討
	渡名喜村	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	村単独での確保が困難なので、圏域での確保にあたりたい。具体的な方法は未だなし。
南部合計	9	9	14	55	55	71	38	40	48	59	59	83		

目標6 相談支援体制の充実・強化等

○ 目標6 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保(市町村成果目標)

		総合的・専門的な相談支援の実施			総合的・専門的な相談支援の実施									具体的方法
		実施時期			地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			
		令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	
宮古圏域	宮古島市	1	1	1	48	48	48	12	12	12	12	12	12	問題の早期発見及び関連機関の情報共有・連携強化を目的に、基幹相談支援センターが主催して、警察・保健所・地域包括支援センター等、相談支援機関等を集めた関係者会議を定期的に市内4地区で実施。 障がい者の日常生活に係る悩みや、介助や支援をする家族に対し、周知、広報を徹底し、情報の提供を行い、円滑な相談体制が図られるよう推進する。
	多良間村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	宮古合計	1	1	1	48	48	48	12	12	12	12	12	12	
八重山圏域	石垣市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	石垣市の一般・特定相談支援事業所並びに相談支援専門員は減少傾向にあります。基幹相談支援センターについては直営で1ヶ所設置しており、令和2年度からは民間事業所へ1ヶ所へ委託を行いました。今後、行政と民間と連携を図りながら、定期開催している相談支援事業所連絡会や石垣市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、地域の相談支援体制の強化に向けて取り組んでいきます。 一町多島の本町においては、人材や機関設置等の体制の維持確保が厳しく未定の状況です。 関係機関と連携して体制を確保する必要があります。 圏域等で構築できるよう整備していきたい。
	竹富町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	与那国町	0	0	1	0	0	6	0	0	1	0	0	1	
	八重山合計	2	2	3	2	2	8	2	2	3	12	12	13	
		43	43	51	299	304	344	175	177	188	204	204	230	

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 目標7-1 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(市町村成果目標)
- 目標7-2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(市町村成果目標)

		都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数			障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の構築			具体的方法	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)		
		参加時期及び人数			構築時期				回数		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年		令和3年	令和4年	令和5年
北部圏域	名護市	2	2	2		○		事業所との連絡会は開催しているが、地域拠点等や優先的事項となっており、今後、活用の機会を考えていきたい		1	1
	国頭村	1	1	1			○	村外の事業所を利用する方が多いため、村単独で行うより圏域での体制構築を目指したい。	0	0	1
	大宜味村	3	3	3	○			障害者自立支援審査支払時に、請求内容に気になる事業所があればその都度、情報共有を行っており、事業所と自治体との共有体制については構築済み。	12	12	12
	東村	1	1	1	○			昨年度から、自立支援審査支払等システムの委託業者主催で年2回程度開催されている。	0	0	1
	本部町	2	2	2	○			毎月の審査支払事務において、一次・二次審査結果(警告・エラー)を基に、関係事業所へ修正依頼を行っている。	12	12	12
	今帰仁村	3	3	3	○			村独自でシステムを委託し、細かな分析を行い、その結果を事業所や関係団体と共有している。	12	12	12
	伊江村	4	4	4	○			過誤請求をなくす	1	1	1
	伊平屋村	1	1	1	○				3	3	3
	伊是名村	1	1	1			○	村自立支援協議会を活用して共有する体制を構築	0	0	1
	北部合計	18	18	18	6	1	2		40	41	44
中部圏域	沖縄市	5	5	5			○	市は、指定特定相談支援事業所の指定以外は、やっていないためどのように体制を構築していくのか。県と市の役割、連携方法等が不明。	0	0	1
	宜野湾市	10	10	10			○	・組織内においては障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析する人材の育成。 ・中部広域における共同事務処理及び集団指導の実施。	2	2	2
	うるま市	1	1	1			○	事業所向け説明会や市町村間で行っている市部研究部会、圏域担当者会議等において共有を図る			1
	恩納村	3	3	3			○	国保連合会より送られてきたデータを参考に相談支援事業所、サービス提供事業所との連携し、情報共有及び体制の整備を行う。			1
	宜野座村	2	2	2			○	国保連合会より受信したデータを参考に、相談事業所、サービス提供事業所との連携し、過誤請求がなくなるよう取り組んでいる。			1
	金武町			1	○			株式会社NICの障害者自立支援審査支払等システムを利用している。	1	1	1
	読谷村	5	5	5	○			支払事務処理時において、請求誤りや過誤請求がないよう取り組む。 また、令和3年度から中部市町村で障害福祉事業所の集団指導、実施指導・検査を実施。	1	1	1
嘉手納町	5	5	5			○	中部広域に属する市町村で、R2年度において障害福祉事業所の集団指導、実地指導・検査等の共同事務に関してR3年度始動予定で協議中であるため、当該共同事務が予定通り進んだ場合は、共同事務内容に上記イの構築についての業務も今後、検討・協議の上で共同事務に含めることができれば、集団指導時や共有会議等において、中部広域県内の市町村や当該市町村の利用者の属する障害福祉事業所においては、共有が可能となる。	0	0	2	

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 目標7-1 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(市町村成果目標)
- 目標7-2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(市町村成果目標)

	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数			障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の構築			具体的方法	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)		
	参加時期及び人数			構築時期				回数		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年		令和3年	令和4年	令和5年
中部圏	北谷町	3	3	3	○		支払い事務処理時に行う審査の際、請求時に事業所の多くに見られる請求誤りや算定誤り等をまとめ、各事業者に対し、以降の改善を促している。	1	1	1
	北中城村	1	1	1		○	現在、障害福祉サービスの質の向上に向けた実地指導等及び請求業務について圏域的な共同処理を目的とした協議を継続実施。今後は圏域的な共同処理を行う中で当該システム等による審査結果の分析や他市町村との情報共有を行う予定。			2
	中城村	1	1	1		○	どのような分析方法や共有体制ができるかを含め今後検討する。	0	0	1
	中部合計	36	36	37	3	0	8	5	5	14
南部圏	那覇市	1	1	1		○	システム開発事業者が実施している研修等に積極的に参加することで職員の質の向上を図るほか、人員の確保など、組織体制の見直しに向けても今後検討してまいります。			1
	浦添市	5	5	5		○	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用して、事業所に研修会等を実施する。			1
	糸満市	3	3	3		○	・市が独自で導入している支払等システムの契約会社が主催する勉強会(2019年23市町村参加)の場において、審査結果の分析、その結果の活用について参加自治体と共有する。 ・管内事業所に対して説明会(障害児・障害者事業所各1回)を開催し、審査結果の分析、その結果の活用について、参加事業所と共有する。			3
	豊見城市	1	1	1	○		システム事業者に委託し、審査できる体制を整えている。	1	1	1
	南城市	2	2	2		○	自立支援協議会を活用し、サービス費用の推移等から支援体制の課題を検討する。			1
	西原町	3	3	3		○	審査結果について分析した内容を事業所等に通知するとともに、西原町地域自立支援推進協議会を通じて関係者と情報の共有を図ります。審査結果の分析方法については今後検討予定。	0	0	1
	南風原町	1	1	1		○	町内の事業所に対して情報提供する場をつくる。			1
	与那原町	1	1	1	○		現状では審査結果を件数と金額のみでしか一目で確認することはできず、請求内容の精査を行えていない状況にある。既存のシステムを活用しながら必要な情報がすぐに帳票として確認できるシステムを構築していき、そこから着目点を絞りながら、課題等があれば事業所連絡会等を通して情報の共有と課題の解決を行っていく。	2	2	2
	八重瀬町			1		○	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を検討していく。			1
	久米島町	2	2	2		○	2か月に1回、町内の関係機関が集まる場で情報提供等を行う。			6
北大東村	2	2	2		○	各関係機関と調整し、方向性を決める。		3	3	
南大東村	3	3	3		○	令和2年度に設置される自立支援協議会を活用し、結果を共有していく体制を整える。		2	2	

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 目標7-1 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(市町村成果目標)
- 目標7-2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(市町村成果目標)

		都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数			障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等と共有する体制の構築			具体的方法	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事務所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)		
		参加時期及び人数			構築時期				回数		
		令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年		令和3年	令和4年	令和5年
	渡嘉敷村	0	2	2		○		検討中	0	1	1
	座間味村	1	1	1							
	粟国村	2	2	2			○	検討中			
	渡名喜村	1	1	1			○	検討中	0	0	0
	南部合計	28	30	31	2	3	10		3	9	24
宮古圏域	宮古島市	4	4	4					2	2	2
	多良間村	1	1	1			○	サービス内容を自立支援協議会で共有			1
	宮古合計	5	5	5	0	0	1		2	2	3
八重山圏域	石垣市	6	6	6	○			請求チェックシステム(オクトパス)で国保連合会のデータをチェックし、過誤分等について事業所等と確認、調整を行い請求の修正を行っている。	1	1	1
	竹富町	1	1	1			○	八重山圏域相談支援事業者連絡会が月毎に開かれており、圏域での相談支援事業所との連携を図っているが自立支援審査支払システム等の活用に関しては未定。関係機関と連携して検討を進める必要がある。			
	与那国町	1	1	1			○	離島がゆえの状況を鑑み、体制の整備をしていきたい。	0	0	1
	八重山合計	8	8	8	1	0	2		1	1	2
		95	97	99	12	4	23		51	58	87